

河道掘削土の利用者を募集します

～鶴川・沙流川の河道掘削土の有効活用を図ります～

鶴川沙流川河川事務所では、鶴川水系及び沙流川水系河川整備計画に基づき、洪水等による災害の発災の防止または軽減を図るため河道掘削を推進しており、河道掘削に係る費用の削減と河道掘削土の有効活用を図るため、河道掘削土を運搬し利活用を図っていただける民間事業者等を募集します。

運搬した河道掘削土は、「鶴川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用（試行）」により資格要件を満たし許可された民間事業者等の判断により、営利目的でも使用することができます。

記

- 応募期間 令和8年6月1日（月）～ 令和8年6月15日（月）
- 採取箇所 鶴川（旭岡地区）、沙流川（平取本町地区）
（別図参照）
- 採取予定期間 令和8年8月下旬～ 令和9年2月上旬
※詳細は、選定結果の通知の際、河川管理者よりお知らせします。
- 応募方法 別添の「応募様式（様式1～4）」を、メール、郵送又は持参にて以下の宛先まで応募願います。
メール：hkd-mr-mukawa-dosya@gxb.mlit.go.jp
郵送又は持参：〒055-0101 沙流郡平取町字二風谷24番地4
鶴川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用（試行）担当 宛
- その他 詳細は、「鶴川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用（試行）応募要領」をご確認のうえ応募願います。
収集した個人情報は、下記の通り取扱います。
ア 情報の利用目的
応募様式（様式1～4）の記載内容に関する問い合わせ、選定結果の通知、許可書の交付等、公募型土砂採取に必要な範囲でのみ利用するものとします。

イ 情報の開示

法令に基づき司法機関・行政機関又はこれに類する機関から情報開示の要請を受けたとき以外、個人情報を第三者に提供又は開示することはありません。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 鷗川沙流川河川事務所

副 所 長 諸橋 雅幸 電話 01457-2-4221

計画課長 黛 和希 電話 同上

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



鷓川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用(試行)応募要領

令和 8 年 6 月 1 日
室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所

鷓川沙流川河川事務所では、鷓川水系及び沙流川水系河川整備計画に基づき、洪水等による災害の発災の防止または軽減を図るため河道掘削を推進しており、河道掘削土の運搬に係る費用の削減と河道掘削土の有効活用を図るため、掘削工事で発生した土砂を採取予定期間内において運搬し、有効活用していただける民間事業者等を募集します。

必要な資格要件を満たした民間事業者等は、運搬した河道掘削土の利用について民間事業者等の判断により、営利目的でも使用することができます。

応募される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式(様式1～4)」に必要事項を記入のうえ、期日までに応募してください。

なお、本件は現地作業時の問題点等を確認するため、試行として実施します。

【応募要領】

1. 応募方法

室蘭開発建設部HP(<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>)に掲載している「応募様式(様式1～4)」に必要事項を記入し、その他の提出書類とあわせて、メール、郵送又は持参にて本要領6ページの「提出先・問合せ先」に提出する。

提出期間: 令和8年6月1日から令和8年6月15日17時00分まで

※持参の場合は、9時00分～17時00分(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

2. 申込手続き等

(1) 提出書類

応募者は、次の書類を室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所 鷓川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用(試行)担当に提出すること。(郵送の場合、提出期限までに必着のこと)

- ① 鷓川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用(試行)申込書(様式1)
- ② 採取計画概要書(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 砂利採取法第5条第1項の砂利採取業者登録通知書の写し(申請中の場合は、申請書の写し)
- ⑤ 砂利採取業者の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し、及び雇用関係を証明する書類の写し
- ⑥ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条に規定する建設業(土木一式工事業)の許可書の写し
- ⑦ 公共工事(国土交通省、北海道、市町村等の公的機関が発注する工事)の競争参加資格者であることを証明する資料

⑧ 河川砂利の採取及び運搬の実績を証明する資料(公共機関への砂利採取及び運搬に係る報告書の写し等) ※実績が無い場合は、提出不要。

⑨ 河川管理施設への損傷対策(様式4)

(2) 質問書の提出

応募者(申請書を提出する予定の者を含む。以下この号において同じ。)は、公募期間中、応募要領の条件等について質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期間：令和8年6月1日から令和8年6月8日17時00分まで

※持参の場合は、9時00分～17時00分(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

② 提出先：本要領6ページの「提出先・問合せ先」参照

③ 提出方法：メール、持参または郵送

④ 質問に対する回答：質問を受理した日から3日(土曜日、日曜日及び祝日除く)以内に鶴川沙流川河川事務所閲覧場所にて書面により回答する。

質問者の競争上の地位、その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

(3) 書類の不返還等

申込書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。なお、提出された書類は、返却しないものとする。

3. 応募に必要な資格要件

(1) 申込をできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 応募者(組合又は団体(以下「組合等」という。))の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業者の登録を北海道知事から受けていること又は、申込み締切日の令和8年6月15日までに登録を受ける見込みがあること。なお、登録通知書の写し(申請中の場合は、申請書の写し)の提出がない者は許可受け者となることができないものとする。

② 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可(土木一式工事業)を受けていること。

③ 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、北海道胆振管内または日高管内に本社を有していること。

④ 応募者(組合等の場合は、構成員の全ての者。)は、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合は除く。)

⑤ 応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。)は、公共工事(国土交通省、北海道、市町村等の公的機関が発注する工事)の競争参加資格者名簿の登録者で、指名停止期間中でないこと。

⑥ 応募者(組合等の場合は、構成員の全ての者。)は、鶴川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用(試行)申込書(様式1)の提出前の前2年以内に、河川法、砂

利採取法、建設業法に係る違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。)又は重大な行政処分を受けていないこと。

- ⑦ 応募者は過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行爲がないこと。
 - ⑧ 応募者は直近1年間の税を滞納していないこと。
 - ⑨ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
 - ⑩ 組合等の場合は、申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、構成員の一部が上記④から⑨の要件を満たさなくなったことにより脱退させる場合はこの限りでない。
- (2) 砂利採取法第 14 条に定める業務主任者のうち、少なくとも1名を専ら従事させることができる者であること。なお、業務主任者は、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係にある者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。
- (4) 欠格事項
次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
- ① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
 - ④ 提出書類の質問に対して回答が得られなかった場合
 - ⑤ その他不正行爲があったと認められる場合

4. 許可受け者の選定方法

応募資格に適合する者から、以下の審査方法により土砂運搬の確実性などを総合的に判断し、選定する。

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類による応募資格の確認を行う。

(2) 審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

- ① 河川砂利等の採取及び運搬実績について評価する。
- ② 応募者の所在地が採取箇所に近いことによる、地域精通の優位性について評価する。
- ③ その他項目として、土砂等の運搬先、河川管理施設への損傷対策について評価する。

審査内容の詳細については、別表「審査表」とおりとする。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。複数者の応募がある場合は、審査時の点数が上位の者1者のみ採用するものとするが、様式2に示す計画量に満たない場合は、複数者選定する場合がある。

(3) 選定結果通知

審査による選定結果は、書面にて令和8年6月24日までに応募者にメール、電話又は郵送で通知する。

(4) 選定結果に対する質問

応募者は、選定結果に対して質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年6月24日から令和8年7月1日17時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の毎日9時00分から17時00分
 - ② 提出場所：本要領6ページの「提出・問い合わせ先」と同じ
 - ③ 提出方法：メール、書面を持参、又は郵送で送付すること。
- (5) 選定結果の質問に対する回答
(4)の質問に対する回答は、書面により行うものとする。回答期限：令和8年7月8日

5. スケジュール

- ① 申込締切：令和8年6月15日17時00分まで
- ① 選定通知：令和8年6月24日
- ② 河川法等の申請期限：令和8年8月7日17時00分まで
- ④ 土砂等の運搬時期：令和8年8月下旬から令和9年2月上旬
ただし、河川管理者と協議・調整が必要。

6. 一時仮置き箇所及び運搬方法等(別図参照)

一時仮置き箇所は以下を予定しているが、変更となる場合がある。

河道内の土砂掘削及び一時仮置きは河川管理者が行い、許可受け者は一時仮置きされた掘削土砂を採取予定期間内において運搬車両(ダンプトラック)に積み込み運搬するが、実施にあたっては河川管理者と許可受け者との協議により搬出スケジュール等の調整を行う。

場所及び採取量(予定)

鷗川	： 旭岡地区(右岸KP19.4付近)	40,000m ³ 程度
沙流川	： 平取本町地区(右岸KP17.4付近)	4,000m ³ 程度

応募にあたり必要に応じて現地確認をすること。

7. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設もしくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が土砂の積み込み及び運搬にあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は土砂等の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 土砂の積み込み及び運搬は、許可受け者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。なお、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。また、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づ

き当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から作業の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う損害については許可受け者の負担とする。

8. 選定された許可受け者は、当該土砂の河川敷地からの運搬について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項及び砂利採取法第16条に定める申請が必要となる。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内に土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律で、河川法25条の許可により、営利目的での採取が可能となる。

9. 土砂等採取料について

土砂等採取料に関しては、河川法第96条の規定により、国土交通大臣（河川法施行令第43条）が徴収する。額は北海道河川法施行条例（北海道流水占用料等徴収条例）に準じる。

10. その他

許可受け者は公募内容に明示する箇所での採取範囲を遵守する他、以下の各号を遵守しなければならない。

- ① 土砂の積み込み及び運搬行為により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に準拠し、許可受け者において分別を行うものし、詳細については、河川管理者と協議の上決定するものとする。
- ② 土砂の積み込み及び運搬行為により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、許可受け者において適正に分別・再資源化を行うものとするが、特定建設資材の分別・再資源化の方法等の詳細については、河川管理者と協議の上決定するものとする。
- ③ 作業時間その他行為の細部については、河川管理者の指示に従わなければならない。
- ④ 土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、平日日没後の河道掘削箇所における作業は原則禁止するものとするが、上記休日に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって河川管理者に提出し、承認を受けること。ただし、災害を防止するための必要な行為（出水時の資機材の撤去等）については、その限りではない。
- ⑤ 土砂の積み込み及び運搬に係る資機材は、許可受け者の負担で措置し、作業完了後は速やかに撤去すること。
- ⑥ 現地に進入路がないときは、その設置場所等について河川管理者と協議するものとする。
- ⑦ 土砂の積み込み及び運搬行為に着手するとき及び完了したときは、速やかに河川管理者に届け出て、検査を受けなければならない。
- ⑧ 本試行に係る行為に関する費用、労働等は、全て許可受け者の負担とする。
- ⑨ 本件は出水やその他やむを得ない事情等により、河川管理者の判断で中止する場合や作業の期間や時間を制限する場合がある。

- ⑩ 本件に係る行為に起因して、自損事故又は第三者に損害を与えた場合、鷗川沙流川河川事務所は事故処理等の対応に関する責任を一切負わない。
- ⑪ 冬期間の除雪については許可受け者が行うこと。
- ⑫ やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能。
- ⑬ 許可受け者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても許可の資格を取り消す場合がある。
- ⑭ 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合がある。

提出先・問合せ先

室蘭開発建設部 鷗川沙流川河川事務所

鷗川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用(試行)担当

【住 所】〒055-0101 沙流郡平取町字二風谷 24 番地 4

【電 話】01457-2-4221

【メール】hkd-mr-mukawa-dosya@gxb.mlit.go.jp

(様式1)

鷓川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用者(試行)申込書

令和 年 月 日

室蘭開発建設部

鷓川沙流川河川事務所長 殿

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

鷓川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用者(試行)の募集について

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申し込みます。

連絡先 担当者

電話番号

Eメール

(様式2)

採取計画概要書

氏名又は名称等(ふりがな)	[法人においては代表者(ふりがな)] (組合等の場合は、構成員の全ての者を記入すること。)
住所又は所在地	[法人においては本店の所在地] (組合等の場合は、構成員の全ての者を記入すること。) [北海道胆振日高管内に所在する支店の所在地] (組合等の場合は、構成員の全ての者を記入すること。)
砂利採取業の登録年月日と番号 (写しを添付すること)	昭和・平成・令和 年 月 日 北胆第 号
業務主任者 (写しを添付すること)	氏名(ふりがな) 資格取得年月日・番号
採取作業実施可能期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
採取作業不可能期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
採取計画量	採取地区： 鶴川 旭岡地区 (m3 程度) 沙流川 平取本町地区(m3 程度)
採取した土砂の利用方法	
採取した土砂の運搬先	
一日搬出予定量	m3

(様式3)

令和 年 月 日

室蘭開発建設部
鷗川沙流川河川事務所長 殿

住所
氏名又は名称等
代表者氏名

誓 約 書

令和8年6月1日付けで公募のありました「鷗川沙流川河川事務所管内公募型河道掘削土利用者(試行)応募要領」において、下記のとおり誓約いたします。

記

- 次の①から⑥までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていること。
 - ② 公共工事(国土交通省、北海道、市町村等の公的機関が発注する工事)の競争参加資格者名簿の登録者で、指名停止期間中であること。
 - ③ 申込書の提出前の前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法に係る違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。)又は重大な行政処分を受けていること。
 - ④ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
 - ⑤ 直近1年間の税を滞納している者。
 - ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合で、保険料等を滞納している者。
2. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないことを誓約いたします。

(様式4)

河川管理施設への損傷対策

※土砂採取の実施に際し、堤防本体・管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、ご自由に記入をお願いします。

別図：一時仮置き箇所図



旭岡地区
(右岸)

平取本町地区
(右岸)

※：工事の実施にあたって変更する場合がある

土砂運搬（試行） 審査表

A (1.0)、B (0.5)、C (0) の3段階で評価する。

	評価の着目点		評価			評価点
	判断基準		A	B	C	
採取及び運搬実績等	応募者（組合等の場合は、構成員の少なくとも1者）が、国又は北海道が管理する河川で、令和7年度より過去10年間に土砂の採取及び運搬実績がある場合に、優位に評価する。	応募者が、国の管理する河川で過去10年間に河川の土砂の採取及び運搬実績を有している。	応募者が、北海道胆振・日高管内でA以外の河川（道が管理する河川又は市町村が管理する準用河川）の土砂の採取及び運搬実績を有している。	応募者が、左記A、B以外の場合。		20
地域精通度	応募者（組合等の場合は、構成員の少なくとも1者）の本社が、鶴川沙流川河川事務所管内の沿川町に存在している場合に優位に評価する。	応募者が、むかわ町、日高町、平取町のいずれかに本社を有している。	応募者が、左記A以外の北海道胆振・日高管内に本社を有している。			15
運搬先	運搬先が、鶴川沙流川河川事務所管内の沿川町に存在している場合に優位に評価する。	運搬先が、むかわ町、日高町、平取町のいずれかである。	運搬先が、左記A以外の北海道胆振・日高管内である。	運搬先が、左記A、B以外の場合。		5
その他	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案があった場合に優位に評価する。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、特に有益な提案があった。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案があった。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案がなかった。		10
合計						50